

国際線が就航する中部国際空港（以下、「セントレア」）は、健全に機能するため多くの機関に支えられています。それらの業務の内容や実態を分かりやすく紹介することで、セントレアについての理解を深めていただきたいと、セントレア空港島に所在する各機関を訪問してインタビューした内容を中心に紹介しています。

第6回は、法務省名古屋入国管理局中部空港支局長の松場 淳氏にお話を伺いました。

公益財団法人中部圏社会経済研究所企画調査部部长 田辺 義夫

第6回 法務省名古屋入国管理局中部空港支局

名称：法務省名古屋入国管理局中部空港支局

所在地：〒479-0881 愛知県常滑市セントレア一丁目1番地CIQ棟 3階

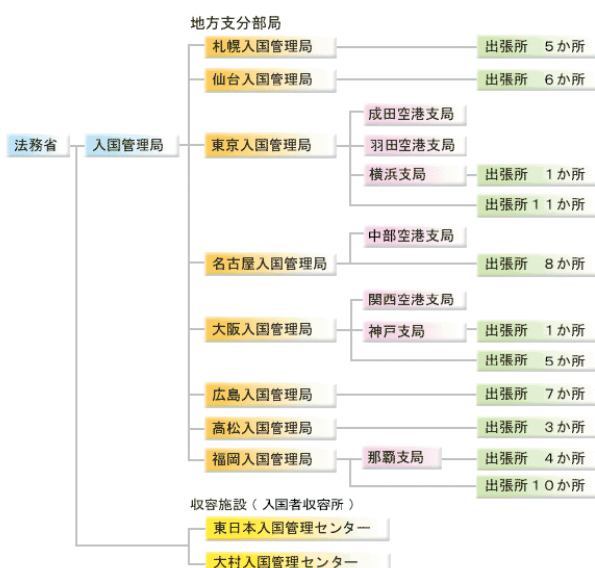
沿革：

- 1951年4月 出入国管理庁（外務省外局）名古屋出張所を設置
- 1951年11月 入国管理庁（外務省外局）名古屋出張所に改組
- 1952年8月 名古屋入国管理事務所（法務省）に改組
- 1981年4月 名古屋入国管理局に改組
- 1999年4月 名古屋入国管理局中部国際空港準備室の新設
- 2004年8月 在留審査部門を丸の内分室に移転
- 2005年2月 中部空港支局を開設
- 2008年4月 名古屋入国管理局を名古屋市港区に移転

Q 全国組織の概要と中部空港支局の位置づけについてお聞かせください。

出入国管理行政を行うための機構として、東京都千代田区霞が関の法務省に入国管理局が設けられているほか、地方の出先機関として札幌から福岡まで8つの地方入国管理局が設けられています。これらの地方入国管理局には、外国人の在留審査を行う在留審査部門と入国管理法違反の外国人を取り締まるための警備部門がおかれています。また、地方入国管理局の下部組織としては7つの支局と61か所の出張所が設けられています。さらに附属機関として、茨城県牛久市に法務省入国者収容所東日本入国管理センターと長崎県大村市に法務省入国者収容所大村入国管理センターが設けられています。

図表1 入国管理局の組織



出典：名古屋入国管理局 中部空港支局

名古屋入国管理局には中部空港支局のほかに、富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、三重の各県に合計 8 か所の出張所が設けられています。

出張所は元来、外国貿易の港湾に隣接して設けられており、愛知県内では名古屋港、衣浦港、蒲郡港に出張所が設けられていましたが、これらは既に廃止され、各県ごとに 8 つの出張所が設けられています。これは、出入国する外国人は空港を利用する方がほとんどであり、日本国内に在留する外国人は都市部に住むことが多くなったことで、出張所についても海港に隣接する海港型から内陸に設置される内陸型の出張所に変遷してきたということです。空港については、我が国の国際拠点空港であります成田国際空港（以下、「成田空港」）、東京国際空港（以下、「羽田空港」）、セントレア、関西国際空港（以下、「関西空港」）にはそれぞれ空港支局が設置されており、それぞれの空港支局の業務を管轄する区域は空港内に限定されています。

なお、中部空港支局には、総務課、文書鑑識を行う偽変造文書対策室、審査を総括する審査管理部門、現場で審査を担当する第一から第三審査部門、入国管理法違反の外国人の退去強制等を行う警備部門が設置されています。

また、中部空港支局の上級庁となる名古屋入国管理局は2008年4月に名古屋市中区から港区に移転し、その所在地は、あおなみ線の名古屋競馬場前駅の目の前ですので、大変便利なところに位置しています。

Q 入国管理局の発足の経緯についてお聞かせください。

第二次世界大戦後、我が国の統治権は、降伏条項を実施するため適当な範囲内で連合国最高司令官の制限下に置かれており、日本への出入国もまた連合国最高司令官の指揮監督にゆだねられていましたが、1949年6月22日に「入国監理部設置に関する覚書」が出され、日本政府はこの覚書を実施するため、同年8月10日外務省管理局に「入国管理部」を設置しました。これが今日の入国管理

図表 2 名古屋入国管理局の管轄



出典：名古屋入国管理局 中部空港支局

図表 3 中部空港支局の組織



出典：名古屋入国管理局 中部空港支局

局の基礎となっています。その翌年の1950年10月1日には、外務省の外局として「出入国管理庁」を設置、その後、1951年11月1日には外務省の外局として「入国管理庁」を設置し、これにより出入国管理庁は廃止されました。また、1952年7月「法務府設置法等の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、同年8月1日、入国管理庁は法務省の内部部局へ移行し「法務省入国管理局」となり入国管理庁は廃止され、1981年4月1日、地方支分部局の整理により、各地に置かれていた出先機関の「入国管理事務所」は「地方入国管理局」に再編されました。

Q 中部空港支局の業務概要と役割に関してお聞かせください。

中部空港支局が管轄する区域はセントレア内に

図表4 2017年 訪日外国人旅行者受け入れ割合



出典：法務省出入国管理統計

限られ、セントレアを利用する外国人と日本人の出入国に際して入国審査官が審査を実施していますが、外国人の審査が主な業務になります。入国審査官は、外国人がどのような目的で日本を訪れ、どのくらい滞在するのか、滞在目的が法令に違反するようがないのかなどを入国管理法に基づいて判断し、日本への上陸を認めるかどうかを決定します。

2017年の訪日外国人旅行者は約2,869万人に達しました。利用された空港としては、成田空港が最も多く29%、次いで関西空港の27%、羽田空港の14%、セントレアが5%でした。セントレアにも多くの外国人が入国されていますので、待ち時間をなるべく短くしようという審査の「円滑化」を図る一方、テロリスト、不法就労を企図した外国人に対する審査の「厳格化」を実施しており、「円滑化」と「厳格化」を両立させた審査という、一見、相反する目標に組織として取り組んでいます。

Q 外国人の出入国審査と退去強制業務に関してお聞かせください。

外国人はパスポート（旅券）とビザ（査証）をもって日本に来られます。セントレアに着いた訪日外国人旅行者は上陸の申請を行い入国審査官による上陸審査を受けます。入国審査官はパスポート、ビザ、外国人入国記録（EDカードと呼ばれています）の記載内容やインタビューなどによって、上陸を認めてよいのかどうかの審査を実施し

ます。

上陸のための条件を満たしていればパスポートに上陸許可の証印をして、正式に日本への上陸が許可されたこととなりますが、上陸審査において上陸のための条件を満たしていない場合には、上陸が拒否されることとなります。

Q 出入国の状況、特にインバウンドが増えている状況に関してお聞かせください。

出入（帰）国者総数の推移を別表に記載しました。2013年の約416万人から2017年には約549万人に増大しています。この表は日本人と訪日外国人の合計です。

図表5 セントレアの出入（帰）国者総数の推移



出典：名古屋入国管理局 中部空港支局

セントレアの外国人入国者及び日本人出国者の推移についても別表に記載しました。2013年は日本人出国者が約153万人で、外国人入国者は約57万人と約3分の1でしたが、2017年は日本人出国者と外国人入国者がほぼ同数にまで迫ってきました

図表6 セントレアの外国人入国者及び日本人出国者の推移



出典：名古屋入国管理局 中部空港支局

た。今年は恐らく外国人が日本人を超えるのではないかと想定しております。

Q 年間を通しての利用者数に傾向などがあると思われませんがお聞かせください。

まず日本人の海外渡航の傾向としては、ゴールデンウィーク期間、学校の夏季休みで特にお盆の期間、年末年始の休暇期間中に大勢の方がお出かけになることが挙げられます。今年のゴールデンウィーク期間中（2018年4月27日～5月6日）の10日間のセントレアの利用者は対前年比日本人の方は約3%増、外国人旅行者も約3%増でした。成田空港、羽田空港では約6%増を示しています。訪日外国人旅行者のうち、セントレアの入国者が最も多い中国に関して申し上げますと1月、2月の中で「春節休暇」という1週間程度の長期休暇が毎年あります。太陰暦での大晦日～正月休み（いわゆる「旧正月」）に当たりますが、訪日観光者が最も多くなる時期です。ちなみにこの日程は中国国務院より毎年発表されます。次いで、国慶節で中華人民共和国の成立が宣言されたことにちなんでおり、これも通年約1週間の大型連休となります。このほかには、夏季休暇期間に中国人訪日客が増加する傾向にあるという点も特筆できます。

Q 出入国手続きの円滑化、具体的には自動化ゲートとバイオカートに関してお聞かせください。

数年来、訪日外国人旅行者が急増しており、海外出張や海外旅行の際、空港での出入国審査場が大変混雑して、審査待ち時間が長時間となることが各空港で発生しています。セントレアもまた例外ではなく、これに対処する方策として自動化ゲートが導入されました。「自動化ゲート」をご利用になると対人ブースを通るよりもスムーズに出入国の手続きが行われることを体感できると思います。

なお、自動化ゲートを利用するためには事前の利用者登録を済ませることが必要であり、現在、利用者登録ができるのは、日本人と日本に在留している外国人のうち再入国許可を認められている

図表7 自動化ゲート



出典：平成29年版 入管白書「出入国管理」

方など一定の要件を満たす人です。また、これ以外の訪日外国人の方には、2016年11月1日から、自動化ゲートの利用対象者の範囲を拡大するトラスティド・トラベラー・プログラムが開始されました。トラスティド・トラベラー・プログラムとは、これまで日本人と日本に在留している外国人に限定していた自動化ゲートの利用対象者を商用で訪れるビジネスマン、観光、親族訪問などの目的で本邦に短期間滞在するために入国する外国人の方にまで広げるものであり、一定の要件を満たし「信頼できる渡航者」と認められた外国人について、法務大臣が交付する「特定登録者カード」により、自動化ゲートの利用を可能とするものです。

具体的には、トラスティド・トラベラー・プログラムの利用希望者登録を行っていただき、特定登録者カードの交付を受けられた方は、そのカードを使って自動化ゲートを利用することにより、

図表8 バイオカート



出典：平成29年版 入管白書「出入国管理」

通常の上陸審査ブースにおいて行われる入国審査官の対面審査を受けずに、迅速に出入国審査手続を終えることができます。なお、自動化ゲートは、成田空港、羽田空港、セントレアおよび関西空港に設置してあります。

また、各空港の上陸審査場における上陸審査待ち時間を短縮するため、従来、上陸審査ブースで入国審査官が行う「上陸申請者が提供する個人識別情報（指紋及び顔写真）の取得手続」を、審査ブースに設置された機器とは別に、上陸申請までの審査待ち時間中に事前に取得することにより、上陸審査ブースでの手続を省力化するバイオカートも導入されています。セントレアには現在、上陸・出国審査場に自動化ゲート4台が設置され、上陸審査場にはバイオカートが16台配備されています。

Q 待ち時間も少なく済む「円滑化」が図られていますが、「厳格化」に関してはいかがですか。

訪日されるほとんどの外国人は問題のない方ですから、上陸審査ブースでの滞留時間を可能な限り短縮して快適に入国していただくための円滑化に努めています。他方、「厳格化」については、審査の過程で指紋を採り、顔写真を撮ることにより、別人へのなりすましとか、以前に日本に住んでいた入国管理法違反者を指紋等で識別すること等による厳格化が図られています。

これ以外にも、航空会社からは、飛行機が現地を出発した後30分以内に搭乗者名簿を事前提出させ、また、飛行機に乗る際の予約記録を利用して、乗ってくる外国人のさまざまなデータの報告を求めており、これらの資料を基にして、当方で事前に名前などのデータを確認し、問題があると認められる方の上陸を阻止するというも行っています。

また、外国人の一部には、不法に日本への入国を試みる人、許可された期間の範囲を超えて日本に滞在する人たちがいます。そのような外国人を法令に基づいて強制的に国外へ退去させ、日本の安全や利益が損なわれるのを防ぐのも我々の大切な仕事です。退去強制されることになるのは出入国管理行政の基本法であります「出入国管理及び難民認定法」により対応します。

な仕事です。退去強制されることになるのは出入国管理行政の基本法であります「出入国管理及び難民認定法」により対応します。

Q 訪日外国人対応の際の言語に関して実情などお聞かせください。

主に、ブースの中では英語で対応します。セントレアには中国、台湾、韓国、東南アジア諸国などからの訪日外国人旅行者も多く訪れることから、すべての職員がすべての言語に対応することは困難ですが、当支局の審査部門にはこれらの言語にも対応可能な入国審査官もいます。通常「どこへ行きますか」「どこに泊まりますか」という一般的な質問は英語で問いかけることが多いと思います。それ以上詳しく聞く場合は、別室で電話通訳にて中国語、韓国語、マレー語、スペイン語などを使用して、より詳しく尋ねます。これらの審査の結果によっては、上陸が認められないこともあります。

審査に際しては、パスポート（旅券）とビザ（査証）の提示を求めます。パスポートとは、各国政府が発行し、国外に渡航する人の国籍や身分を証明するものです。ビザとは、渡航先の国が自国民以外の人に入国を許可するための推薦状のようなものです。よって、パスポートとビザは発行元も異なれば、発行する目的も異なる証書ということです。ビザは原則必要ですが、ビザが免除された国もあります。観光立国を推進するために、タイ、インドネシアは観光であれば、ビザは必要なくなりました。また、例えば、中国のようにビザが必要な場合でもビザ発給の対象となる範囲が徐々に拡大されている国もあります。確かにビザが必要なくなったりすることで、日本へは渡航しやすくなっていますが、これらの方々の中には、入国目的は「観光です」と言いながら、働きに来られる方もいらっしゃいますので、入国審査官が別室でより詳しい話を聞くことが多くなっています。

Q 入国審査、入国警備は、安全、安心に関わる

重要な職務だと思えます。実務の一端をお聞かせください。

報道発表資料に基づいて全国の空港で2017年に我が国への上陸を拒否した外国人の実績をご説明しますと、7,181人で、前年の5,805人と比較して約23.7%増加しました。

国籍別にみると、インドネシア、中国、タイの上位3か国・地域の上陸拒否数の合計は、3,792人で、全体数の52.8%を占めました。また、上位10か国・地域の上陸拒否数の合計は6,149人で、全体数の85.6%を占めています。

上陸拒否の理由別内訳については別表のとおりであり、入国目的に疑義が認められた者は5,279人で、全体の73.5%を占めています。なお、入国目的に疑義のある事案としては、例えば、不法就労活動が目的であるにもかかわらず、観光、短期商用、あるいは親族・知人訪問と偽って上陸申請

を行うことなどです。また、過去に本邦からの退去を強制された者などで、その後上陸拒否期間が経過していないなど、上陸拒否事由に該当していた者は1,014人で、全体の14.1%でした。次いで、有効な査証等を所持していない事案で、有効な査証等を所持していないことが判明した者は221人で、全体の3.1%でした。

さらに不法入国容疑で退去強制手続を執った事案では、上陸申請時に偽変造旅券を行使するなどしたため、不法入国容疑により入国警備官等に通報し、退去強制手続が執られた者は58人で、全体の0.8%でした。

上陸拒否数を港別に見ると、第1位は、成田空港で3,326人と全体の46.3%を占めました。第2位は、関西空港の1,347人で全体の18.8%、第3位は、羽田空港の1,202人で全体の16.7%、次いで、セントレアが516人で全体の7.2%、福岡空港

図表9 理由別上陸拒否数

	平成27年	平成28年	平成29年	
				構成比
総数	4,612	5,805	7,181	100.0%
入国目的に疑義のある事案	3,190	4,205	5,279	73.5%
上陸拒否事由該当事案	811	922	1,014	14.1%
有効な査証等を所持していない事案	98	122	221	3.1%
不法入国容疑で退去強制手続を執った事案	51	46	58	0.8%
その他の事案	462	510	609	8.5%

出典：法務省報道発表資料

図表10 空港別上陸拒否数の推移（上位5港）

	平成27年		平成28年		平成29年	
	数		数		数	構成比
総数	4,612		5,805		7,181	100.0%
成田空港	2,578		2,584		3,326	46.3%
関西空港	691		1,150		1,347	18.8%
羽田空港	618		914		1,202	16.7%
中部空港	253		421		516	7.2%
福岡空港	172		294		306	4.3%
その他	300		442		484	6.7%

出典：法務省報道発表資料

が306人で全体の4.3%の順となっており、これら上位5空港で、全体の93.3%を占めました。

入国審査の実態などを具体例として少しお話しますと、審査場では訪日の目的を観光で1週間程度の滞在ということで入国が認められた後、名古屋入国管理局に行って難民条約の本来の趣旨とかけ離れた内容で「私は難民です」と難民申請される方も少なからずおられます。難民申請をすると、働けると勘違いされているようですが、難民申請は働くための申請ではありません。

また、観光と称して来日されますが、ホテルの予約もなく、「名古屋のどこに行くのですか」と尋ねますと、「富士山」「どうやって行くのですか」と聞きますと、「車」と。泊まる場所は名古屋で、東京に行くとか、矛盾したお話をされます。目的地への移動手段も「タクシーで富士山へ行く」とかおっしゃるので、入国審査官が「いや、無理でしょう」ということが多々あります。

Q 入国審査官、入国警備官にはどのようにしたらなれるのでしょうかお聞かせください。

入国審査官は、専門的な試験に合格して取得する資格ではありませんが国家公務員採用試験の一般職試験に合格する必要があります。この試験に合格した人の中から、地方入国管理局の面接を受けて、入国管理局職員として採用されることになります。採用当初は法務事務官として勤務し、入国審査官の行う業務の補助や一般事務などを3～8年程度経験した後、入国審査官となることができます。

入国警備官は、国家公務員専門職です。法務省管轄の入国管理局に所属し、入国に関する公安活動を行います。入国警備官には、人事院・法務省が実施する「高卒程度採用試験」や「社会人採用試験」を受験して合格し、採用されることでなることができます。公安職ですので、いわゆる「入管Gメン」として、不法入国者や不法就労者といった違反者を摘発して、収容場に収容し、国外へ退去する業務を担務します。

Q 入国管理局の職員についてお聞かせください。

2017年度末のデータですが、出入国管理行政に携わる職員は、総勢4,614人です。その内訳は、入国審査官が2,882人、入国警備官が1,450人、法務事務官と法務技官の計が282人となっており、全国のさまざまな職場で職務を遂行しています。いずれの職場も、外国人の出入国や在留の管理を通じて我が国の安全と国民生活の安定、経済や文化および社会の発展の一翼を担っています。特に、日本に到着した外国人が、最初の日本人として直接接することとなる入管職員の対応ぶりは、外国人の抱く我が国の印象にも大きく影響しますので、常にきめ細やかな心遣いで対応を心掛ける必要がありますが、毅然とした態度とともにグローバルに通用する洗練されたセンスが求められます。

近年の若い職員は、メカニズムに関して有能で、最新鋭の審査機械をしっかりと使いこなし、マニュアルどおりの審査をしています。他方、生身の人を扱う審査では、挙動不審な者とか、短い上陸審査の中で行う会話の内容の信ぴょう性などを見極めることも重要です。実際の審査現場では、長年の経験に裏打ちされた「勘」に頼ることも欠かせませんので、熟練職員の仕事ぶりを見習うとか、日頃から教えを乞うなど職員間の意思疎通を図ることが重要です。このように全国の空港の職場では、さまざまな職人的な技術の伝承も実践されています。

Q セントレアが他の我が国の空港と比べて特徴的なものがありましたらお聞かせください。

セントレアは、開港当初から民間主導で「お客様第一」をモットーに、お客様を笑顔でお迎えするという基本の考えがあります。セントレアに関連する全ての関係機関、企業で「お客様本位の業務」の徹底が図られていますので、当支局も職員全員がこの基本方針を順守して職務を遂行しているところです。

また、現在、在留外国人数は全国で愛知県が東京都に次いで2位となっています。その他の中部地方では、静岡県が8位、岐阜県が13位、三重県

が14位と比較的多くの外国人の方々がこの地方にお住まいになっています。この様な状況から、セントレアから入国される外国人の方の訪日目的は観光のほか、正規のビザを取得して中長期間働くことを目的とする方も多くなっています。

例えば那覇空港はほとんどの訪日外国人旅行者は観光客ですから、短期間の滞在予定の方の入国審査が中心ですが、セントレアでは、中長期の滞在を目的とする方も多く、そうした方には、証印だけでなく、身分証明書ともなる在留カードを作成し交付しています。

Q LCC向けの新ターミナルビルが2019年度上半期に供用開始の予定ですが対応などお聞かせください。

セントレアの旅客ターミナルビルは、我が国はもとより世界的に見ても内際の乗り継ぎ（トランジット）の利便性に優れた構造です。また、繁忙の際には、官庁が入居しているビルにも近く迅速な審査支援体制を直ちに整えることができます。しかし、新たなLCC向けのターミナルは現在の審査場とは200mほど離れており、すぐには応援に行くことはできませんし、さらにLCCの就航時間帯も24時間と想定しての対策を講じる必要があると考えられますので、組織の見直しが必要となります。中部空港支局としての業務量は確実に増大しますが、万全の体制にて審査に対応できるよう準備をしています。

Q 関連機関との連携に関してお聞かせください。

日本へ入国する場合は、まず、検疫（Quarantine）、次いで、入国審査（Immigration）、そして、税関（Customs）の順で、また、日本から出国する場合は逆の税関から、出国審査の順に進むこととなります。これらの機関は、一般的に「CIQ」と言われていますが、日本へ入ってはいけない人・物・疫病や動植物を水際で阻止するために空港には欠かせない機関です。さらに、入国管理局が扱う人の中には、テロリスト等の危険分子もあり、これらの者の入国を阻止することは、我々の重要

な任務であることから、CIQの各機関に加え、警察とも緊密な連携が必要になりますので日頃から情報交換などを実施しています。

セントレアは24時間オープンの国際空港ですので我々は24時間体制での職務遂行が基本です。セントレアの国際線の離発着時間帯に関しては午前8時～11時が1つ目のピークで、13時～16時の間が2つ目、19時～21時が3つ目のピークがあり、このピーク時間帯は飛行機の離発着が集中して、大変混雑します。なるべく分散すれば、混み合うことがないのですが、集中することはやむを得ないことであり、関係機関と連携して万全の態勢で対応しています。しかし、飛行機の遅延などが重なりますと審査場は大変混雑することになり、どうしても待ち時間が増えますので利用者の皆様方には多少のご不満もあることと思いますが状況をご理解願えれば幸いです。

Q 主要20か国・地域外相会合（G20）が、来年11月22、23日に名古屋市で開催されますが、準備など始められたのでしょうか。

第42回先進国首脳会議（42nd G7 summit）（愛称は伊勢志摩サミット）が、2016年5月26日から5月27日三重県志摩市阿児町神明賢島で開催されました。その際に、各国からの要人については、安全・迅速に上陸審査を行う必要があるため、セントレアでは24時間体制で、一般の上陸審査場と違う場所に専用ブースを設け審査を行いました。今度開催されるG20についても、同様なかたちで上陸審査を行うことになるのかもしれませんが。

Q 「顔認証ゲート」導入に関してお聞かせください。

国内主要空港での顔認証ゲートの利用開始計画が発表されました。これまでは羽田空港の上陸審査場（日本人帰国用）で導入していましたが、対象空港を成田空港、セントレア、関西空港、福岡空港に拡大したもので、セントレアでの運用は日本人の帰国（上陸審査場）について7月30日に6台を導入し開始されました。しかし、セントレア

図表11 顔認証ゲートの概要



出典：法務省 報道資料より

の施設配置の構造上、専用のブースを新たに設けることは困難なため、既存のスペースを活用して設置しています。そのため、顔認証ゲートの利用に際しては、設備の手狭な感が否めず、ご利用になる方々には多少のご不便をおかけするかもしれませんが、最先端の顔認証技術を利用したスピーディーな審査には変わりありませんので是非ともご利用いただきたいと思ひます。

顔認証ゲートは、この機器と一体化したリーダーでパスポートの読み取りを行った後、顔写真の撮影を行い、パスポートの写真と撮影した写真とを比較して認証処理の結果、問題がなければゲートが開き審査を終える仕組みとなっています。同ゲートを利用した場合には、入国審査官からスタンプを受ける必要はありませんので、海外によく渡航される方には、パスポートページの節約にもなります。セントレアにおいては、さらに、日本人出国用（出国審査場）として、11月上旬に9台の設置も予定しています。利用に当たっては、自動化ゲートのように事前の利用者登録などは必要ありません。

Q 空港施設の設備を改善しなければならず大きな課題ですね。

中部地方には静岡空港、松本空港、富山空港、小松空港などの地方空港があり、その利用者数も

年々増加しています。恐らくどこの空港でも想定した以上の訪日外国人旅行者の利用による増加がみられ、セントレアに限らず、どこも施設が手狭になっていることと思ひます。当支局としても施設の拡充を求めるほか職員の増員を計っていますが、2019年のラグビーワールドカップや2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を境に、そろそろ限界に近付いているという状況です。

Q ご経歴などについてお聞かせください。

最初の勤務地が大阪入国管理事務所、大阪入国管理局関西空港支局、東京入国管理局、法務省入国管理局、東京入国管理局羽田空港支局、西日本入国管理センター、東日本入国管理センター、福岡入国管理局那覇支局などでの勤務を経て2017年4月から名古屋入国管理局中部空港支局に参りました。関西圏、首都圏、沖縄などでの勤務経験はありますが、名古屋入国管理局管内の勤務は今回が初めてです。

当地へは家族と離れて単身赴任で、住居は名古屋市内の国家公務員宿舎に入居しています。通勤は、公共交通機関を利用して1時間くらいの通勤時間で、ほとんど座席に座れますので、首都圏での通勤と比較しますと混雑の度合い、所要時間など快適性に富んでいると感じています。

Q 全国各地での勤務を経験されましたが、名古屋はいかがですか。

那覇支局の勤務では夏場の暑さや台風の猛威を体感しましたし、茨城県の牛久では冬季の寒さを経験しました。名古屋では、夏季の蒸し暑さと冬場の伊吹おろしの寒さも経験しましたが全般的に過ごしやすいと感じています。また、中部地方には風光明媚な観光地やお城、神社仏閣、歴史建造物、近代博物館など豊富にあり、特に、岐阜城や犬山城は至近距離にありますので余暇を楽しめます。休日には自転車で宿舎の近隣を散策しています。また、これまで住んだ土地との大きな相違点としては、道路幅がとて広いことが印象的です。

Q 食に関しては「なごやめし」が最近話題となっていますがいかがですか。

ひつまぶし、味噌煮込みうどん、きしめん、手羽先、あんかけスパゲティなどいろいろ食べ、名古屋の独特な食文化を堪能しました。中には正直言って苦手なものもありますが、総じて大変おいしくいただきました。

まだ食していないおいしいものもたくさんあると思いますので機会を見つけ探索したいです。

Q 最後に法務省名古屋入国管理局中部空港支局長としてのお立場で一言お願いします。

来年、ラグビーワールドカップ2019が我が国12の都市で開催されます。この地方では、愛知県豊田市の豊田スタジアムと静岡県袋井市の小笠山総合運動公園エコパスタジアムが会場となりますので、セントレアを利用される外国人の入国も多数想定されます。さらに2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催とビックイベントが計画されていますので、万全の準備を怠ることの無いように体制を構築したいと考えています。

2020年を何とか乗り切った後は、訪日外国人旅行者の拡大に向けた具体策を検討する関係閣僚と有識者による会議「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」（議長・安倍晋三首相）が定めた、訪日外国人数を「2030年に6,000万人」に増やす新目標がありますので、目標達成に資するための努力が欠かせないと考えています。

出入国管理行政に携わることは、第一線の水際の職務遂行となり公正かつ厳格でなければなりませんので、私どもの業務遂行に関しまして国籍を問わず皆さま方に理解されることを希望します。



**法務省名古屋入国管理局中部空港支局
支局長 松場 淳（まつば あつし）氏**

1960年1月生 58歳
1978年4月 大阪入国管理事務所 採用
2003年4月 大阪入国管理局関西空港支局 統括審査官
2005年4月 東京入国管理局就労審査部門 統括審査官
2007年4月 法務省入国管理局総務課 課長補佐
2010年4月 東京入国管理局羽田空港支局 総務課長
2011年11月 東京入国管理局 職員課長
2013年4月 西日本入国管理センター 次長
2014年4月 東日本入国管理センター 次長
2015年4月 福岡入国管理局那覇支局 支局長
2017年4月 名古屋入国管理局中部空港支局 支局長（現職）